

No.53: 身近な自然を楽しむ：今年の秋の？a と？b (Qa と Qb)

Enjoy the surrounding nature: This autumn ?a & ?b (Qa and Qb)

9/22/2024 吉野輝雄

最初の Qa は、**開花時の“変”**：例年の開花時、開花の様子が変だと 3 種の花を見て感じた。芦花公園には、粕谷八幡神社の側に 2 本の**十月桜**がある。その名の通り 10 月に花が咲く。桜は春に咲くのが普通なのに秋に咲くので注目される。花の数はさほど多くはない。実は 3 月半ばに満開の花を咲かせる (2 度咲き桜だ)。ところか今年は 9 月半に咲き始め満開となった！

第 2 は、毎年春に咲きそろう**高遠小彼岸桜**。その**桜並木**は公園の名物となっている (*1)。ところが今年の 10 月、わずかながらどの木にも花が咲いた！“狂い咲き” (返り咲き) と話題になった。

*1 <http://www.sengawacx.com/EnjoyNaturesurroundedNo23.jpg>

第 3 は**ヒガンバナ (彼岸花) 別名 マンジュシャゲ (曼珠沙華)**。例年は秋分の日前後に咲くが、今年は開花が 10 月にずれ込んだ。中段の写真は**ヒガンバナの花の色違い**(多様性)を示す。

第 4 はオーストラリア原産の**ブラシノキ**。満開は春(5~6 月)だが、10 月 20 日現在咲いている (事典では年 3 回咲くとあるので、正常開花のようだ)。

開花時が例年と違っている原因は何か？ 確かな説明はなされていないようだが、今年の夏の猛暑続き(異常気象)が影響しているのではないか？今年だけか？近隣で観られた事実として記録し、世界各地で今起こっている洪水、山火事なども地球の気候異変との関連、さらに人間の活動と関連に注意を向けて行きたいと思う。

そこで、朝日新聞の社説(2024・9・17)「温暖化は人権の危機だ」が参考になると思うのでコピーを裏面に添付する。

後半の Qb は、**秋の花の名クイズ：出会ったことのある花はどれですか？その花の名を知っていますか？** (私は、5, 6, 10 の 3 種だけでした(^。^;)。

他の花については、検索アプリで調べ、ネットで確認した知見と特徴を簡単に説明する。

①) **アスター(エゾギク 蝦夷菊)**:古くから栽培されている菊。シオン属の中国原産。

②) **キンレイジュ(金鈴樹)**: 鮮やかな黄金色の鈴形の花が目を惹く。ノウゼンカズラ科の植物。

③) **シコンノボタン(紫紺野牡丹)**: ブラジル原産で熱帯花木。次々に鮮やかな紫の花を付ける。

⑤) **ノボタン (野牡丹)** とは、花卉が細いだけで同種。

④) **キバナタマスダレ (黄花玉簾)** : タマスダレ (白花) と同じヒガンバナ科で花の色が違うだけで開花期が同じ。小アジア原産。 ※写真アルバムの花の名は誤り。

⑥) **スイフヨウ(酔芙蓉)**: 花の色が朝は白だが午後には赤に変色するので、朝から酒に酔っている小原庄助さんを彷彿とさせる花。

⑦) **エキナセア**: 北アメリカ原産のキク科の花。**和名ムラサキバレンギク (紫馬簾菊)** は、垂れ下がった花形がバレンに似ているから。

⑧) **グロキシニアアオバナ**: **和名オオイワギリソウ(大岩桐草)**。グロキシニアは花の美しさと高貴さを意味する。花色には、紅・藍色・紫・ピンクなどがある。ブラジル原産。

⑨) **アオバナフジバカマ(青花藤袴)** : 日本の秋の七草・藤袴に対して西洋藤袴と命名

される。園芸界ではユーパトリウムの名で呼ばれる。

⑩マツリカ(茉莉花)：ジャスミンの1種。花はジャスミン茶(茉莉花茶)などに使われる。

⑪ローゼル：アオイ科の植物で、花は葵、オクラに似ている。栄養豊富で健康に良いハーブ茶、ジャムとして使われる。地下水や土地を浄化する能力があるとされ、近年注目されている。

⑫ヤノネボンテンカ(矢の根梵天花)：南アメリカ原産のアオイ科の植物。名は矢じりに似た葉とボンテンカに似た花に由来する。絶滅危惧種に指定されている。

社説

Editorials

若者気候訴訟

温暖化は人権の危機だ

猛暑や豪雨が人々の命や生活を脅かしている。個別の災害との関係は簡単には判断できないが、極端な気象が増える背景に地球温暖化の進行があるのは、もはや否定できない。放置すれば、時間が経つほど影響が大きくなる。将来を生きる若い世代の声に、耳を傾けるべきときだ。

全国の15〜29歳の16人が先月、火力発電を展開するJERAなど10社に対し、国際目標に整合する形で二酸化炭素の排出削減を求める訴訟を名古屋地裁に起こした。このテーマで若者だけが原告になる訴訟は国内初という。

豪雨被災地出身の大学生は「大人が招いた気候変動で失われるはずがなかった命が現実には失われている」と話す。高校生の時から声を上げてきたという学生は「対策が一向に進まない。司法に望みをかけた」と訴える。

「産業革命前からの気温上昇を1.5度以下に抑える」との国際目標の達成には、世界の二酸化炭素排出を2019年比で30年までに48%、35年までに65%減らす必要がある。10社はこのための対策が不十分で、民法上の不法行為にあたるという主張だ。JERAは「訴訟に関する内容であるため、コメントは差し控える」としている。

この裁判の大きな意義は、気候危機を、生命や身体、健康を脅かす「人権問題」と位置づけた点だ。その悪影響は、若者ほど長く受ける。

1.5度目標を守るためには、今後許容できる排出量は極めて少ない。過去の公害と比べて二酸化炭素の排出で原告が受ける被害は直接的ではないが、累積排出量にはほぼ比例して気温上昇が起きる以上、排出の多い国や企業ほど削減に向けた重大な責任を負

っているのは確かだろう。

海外では排出削減を巡り、国や企業の責任を認める判断も相次いでいる。ドイツやスイスに加え、8月には韓国の憲法裁判所が関連法の一部を「違憲」と判断した。オランダでは21年にハーグ地裁が「企業にも人権を保護する義務がある」とし、大手石油会社に排出削減を命じた。

国内でも、気候危機は生存基盤を脅かす「重大な人権問題」（日本弁護士連合会）との見方が強まっている。裁判の行方にかかわらず、政府や企業は人権を守る立場から、脱炭素への道筋が具体的に実効性があるかを点検し、対策を強化していくべきだ。

「あの時、なぜまともな対策を取らなかったのですか」――。将来、子どもたちがそう批判をされることがないように、いまを生きる大人たちが行動しなければならぬ。